

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	横バス観光株式会社（法人番号：4021001041283） 代表者 市川壽一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県横須賀市内川2-1-22 （本社営業所） 神奈川県横須賀市内川2-1-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月10日及び平成30年7月12日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社秩父国際バス (法人番号：7030001091500) 代表者 眞下雅章
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市大野原3267-8 (本社営業所) 埼玉県秩父市大野原3267-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月10日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	アカツキ観光株式会社 (法人番号：9040001090994) 代表者 潘暁東
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県松戸市西馬橋3-17-20 (本社営業所) 千葉県松戸市西馬橋3-17-20
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年4月10日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士観光バス株式会社 (法人番号: 2050001008176) 代表者 嶋田達也
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市平町1832-5 (本社営業所) 茨城県笠間市平町1832-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月30日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社川崎観光バス (法人番号: 4050001002805) 代表者 横田稔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3420-1 (本社営業所) 茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3420-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月9日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	アイケー観光バス株式会社 (法人番号：9060001010199) 代表者 大塚勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市西沢町字竹之内346-5 (本社営業所) 栃木県鹿沼市西沢町字竹之内346-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 300日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月15日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 30点 当該事業者の累積点数 30点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小菅観光バス (法人番号: 7090002009314) 代表者 古菅かおり
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県北都留郡小菅村2346-1 (本社営業所) 山梨県北都留郡小菅村2346-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 200日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月15日及び平成30年5月16日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運行管理者の選任義務違反(運送法第23条第1項)、(3)運行管理補助者の届出義務違反(運送法第23条第3項)、(4)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年10月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年10月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	雨宮雄治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市春日居町国府428-4 (本店営業所) 山梨県笛吹市春日居町国府428-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月24日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)